

まちだ子育てサイトに

「学校情報」が加わります

☎子ども総務課☎724・2876

0~18歳の子育て情報を発信している、まちだ子育てサイトに、4月から学校に関する情報が加わります。

「本日の中学校給食」や学区について等、小・中学生に関する情報を掲載します。

トップページ➡
年齢からさがす➡
小・中学生



※画像はイメージです。

新たに町田市指定有形文化財を指定しました

☎生涯学習総務課☎724・2554、指定文化財の公開について=自由民権資料館☎734・4508

1月に、「なすな原遺跡出土透かし彫り土製耳飾り一式(12点)」と「日枝神社本殿」の2件を、新たに町田市指定有形文化財に指定しました。

「なすな原遺跡出土透かし彫り土製耳飾り一式(12点)」は、縄文時代晩期の住居跡、墓跡などから出土しました。透かし彫り文様の造形は極めて精巧なつくりで、縄文工芸のレベルの高さがわかる貴重な資料です。

「日枝神社本殿」(鶴間6-21-

24)は、享保11年の建築で、創建時の部材と形式をよく留め、細部まで丁寧に作られた貴重な建造物です。

【新指定文化財を公開します】

文化財指定を記念し、「なすな原遺跡出土透かし彫り土製耳飾り一式(12点)」を展示します。

期間 4月3日(火)~7月1日(日)

開館時間 午前9時~午後4時30分

休館日 月曜日(ただし、4月30日は開館し、翌日休館)

場 自由民権資料館



透かし彫り土製耳飾り一式



日枝神社本殿

後期高齢者医療保険料が改定されました

☎個別の相談・個人情報を含むもの=保険年金課☎724・2144、制度について=広域連合お問合せセンター☎0570・086・519(IP電話、PHSの方は☎03・3222・4496)

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直しがあります。医療費の総額と1人あたりの医療費が、いずれも今後さらに増加することが見込まれるため、東京都後期高齢者医療広域連合では、今

年度、均等割額と所得割額を図1のとおり改定しました(医療費の負担の内訳は図2を参照)。

【保険料の軽減】

所得に応じて保険料が軽減されます(軽減には住民税の申告をはじめ

小児の定期予防接種が

相模原市でも受けられるようになります

☎保健予防課☎724・4239

小児の定期予防接種が、町田市・相模原市の契約医療機関で、特別な手続きをせずに無料で受けられる、相互乗入れ事業を開始します。

詳細は、市役所代表(☎722・3111)へお問い合わせいただくか、

まちだ子育てサイトをご覧ください。※予防接種スケジュール管理サービス「わくわくワクチン」に登録済みの方は、自治体からのお知らせページをご覧ください。

コンビニでお得に

証明書が取得できるようになりました

☎市民課☎724・4225

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニでの証明書自動交付サービスの手数料が下がります。

窓口で証明書を取得するよりもお得になるので、マイナンバーカード

をお持ちの方はぜひご利用下さい。また、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にマイナンバーカードの交付をお申し込み下さい。

コンビニでの証明書自動交付サービス

取得できる証明書	利用時間	利用できるコンビニ
住民票 印鑑登録証明書 課税・非課税証明書 戸籍全部・個人事項証明書	午前6時30分~午後11時	セブンイレブン ローソン ファミリーマート サークルKサンクス ミニストップ

町田駅の近くに子どもの遊び場が増えます!

☎産業政策課☎724・3296

昨年度大好評だった、子どもが裸足で遊べる芝生広場「ちびヒロ」を、皆さんのご要望にお応えして常設します。また、既存のきしゃぽっぽ等の遊具に加えて、壁いっぱいにお絵かきができる「おおきなかべ」も新たに設置します。

お子さん連れでのお買い物の途中に、ぜひお立ち寄り下さい(雨天時も利用可)。

【芝生広場「ちびヒロ」& お絵かきウォール「おおきなかべ」】

利用開始日 4月9日(月)

利用時間 午前10時~午後5時

場 町田ターミナルプラザ市民広場

※ちびヒロのご利用は安全上の理由により未就学児に限りです。また、ちびヒロ内のおもちゃは土・日曜日、祝日は使用できません。※イベント開催時は遊べない場合があります。詳細は町田市ホームページをご覧ください。



後期高齢者医療保険料が改定されました

☎個別の相談・個人情報を含むもの=保険年金課☎724・2144、制度について=広域連合お問合せセンター☎0570・086・519(IP電話、PHSの方は☎03・3222・4496)

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直しがあります。医療費の総額と1人あたりの医療費が、いずれも今後さらに増加することが見込まれるため、東京都後期高齢者医療広域連合では、今

年度、均等割額と所得割額を図1のとおり改定しました(医療費の負担の内訳は図2を参照)。

【保険料の軽減】

所得に応じて保険料が軽減されます(軽減には住民税の申告をはじめ

所得の申告等が必要)。

○均等割額の軽減

所得の低い方は、世帯の世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます(表1)。

○所得割額の軽減

公的年金の一般的な収入が173万円(賦課のもととなる所得金額が20万円)までの所得階層の方を対象に、保険料の所得割額が軽減されま

す(表2)。

○被扶養者だった方の特例

後期高齢者医療制度の加入直前まで会社の健康保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が5割軽減となり、所得割額はかかりません。※2018年度の保険料の納入通知書は、7月中旬にお送りします。

表1 均等割額の軽減の概要

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4330円
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6495円
33万円+(27万5000円×被保険者の数)以下	5割	2万1650円
33万円+(50万円×被保険者の数)以下	2割	3万4640円

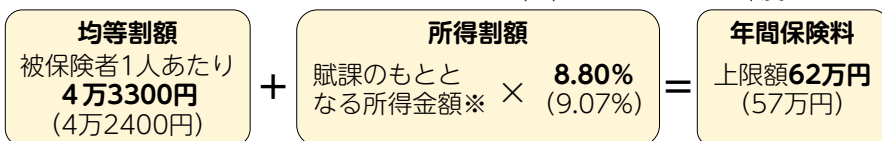
※65歳以上(2018年1月1日現在)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いた額で判定します。

表2 所得割額の軽減の概要

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	年金収入基準(公的年金のみの場合)
15万円以下	50%	168万円以下
20万円以下	25%	173万円以下

※東京都広域連合独自の軽減措置です。なお、これらに伴う財源の一部は区市町村が負担しています。

図1 2018・2019年度の保険料率 ()は、2016・2017年度



※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

図2 医療費の負担の内訳

